

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 公共測量の実施(三件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
 - 市街地再開発組合の定款の変更認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
 - 建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所第一課)……………二
 - 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………(環境局総務部環境政策課)……………二
 - 都道の供用開始……………(建設局道路管理部路政課)……………七
- ### 公告
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所第一課)……………九
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二一件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………九
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………二

長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年九月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 板橋区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 板橋区大谷口上町、大谷口北町、大山西町、大山町、仲町、弥生町、舟渡一丁目、舟渡二丁目、舟渡三丁目、舟渡四丁目、坂下三丁目、西台一丁目、西台三丁目、西台四丁目、若木二丁目及び若木三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年八月三十日から平成三十一年一月三十一日まで

● 東京都告示第千三百一十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、西東京市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年九月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 西東京市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 西東京市北町二丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年九月一日から平成三十一年一月四日まで

● 東京都告示第千三百一十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

おいて準用する同法第十四条第一項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年九月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 品川区二葉四丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年九月十日から同年十一月三十日まで

● 東京都告示第千三百一十三号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年九月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称 春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 平成二十四年三月十五日から平成三十四年三月三十一日まで
- 三 施行地区 文京区小石川一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

文京区小石川一丁目九番一号 小石川富士ビル三階

平成二十四年三月十五日

五 定款の変更の認可の年月日

平成三十年九月十八日

●東京都告示第千三百四十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。

平成三十年九月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年八月二十七日	昭島市中神町二丁目四百三番一の一部	延長 一五・五六 幅員 四・〇〇
----------------------	-------------	-------------------	---------------------

●東京都告示第千三百十五号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、(仮称)芝浦一丁目建替計画について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
N R E G 東芝不動産株式会社
代表取締役 吉田 祐康
港区芝浦一丁目一番一号
野村不動産株式会社
代表取締役 宮嶋 誠一
新宿区西新宿一丁目二十六番二号
東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 深澤 祐二
渋谷区代々木二丁目二番二号

二 対象事業の名称及び種類
(仮称)芝浦一丁目建替計画

三 対象事業の内容の概略
高層建築物の新築及び自動車駐車場の設置

四 対象事業は、港区芝浦一丁目の約四・七ヘクタールの区域における事務所、商業施設、ホテル、住宅及び駐車場等の新築事業である。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

平成三十年九月十八日から同年十月二日まで。ただ

し、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課
港区芝公園一丁目五番二十五号

イ 品川区都市環境部環境課
品川区広町二丁目一番三十六号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論
対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価師の項目を選定し、現況調査及び予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(9)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1.大気汚染	<p>[建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度]</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、I期が0.055ppm、II期が0.052ppmであり、I期及びII期ともに環境基準(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満たす。建設機械の稼働に伴う寄与率は、I期が28.6%、II期が24.2%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は、I期が0.054mg/m³、II期が0.053mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を満たす。建設機械の稼働に伴う寄与率は、I期が9.7%、II期が7.7%である。</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力少なくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け効率的な作業に努め、最新の排出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用等により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>工事の進行中</p> <p>[工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度]</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、I期及びII期ともに0.044～0.048ppmであり、環境基準(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満たす。工事用車両の走行に伴う寄与率は、I期及びII期ともに0.1%未満～1.1%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は、I期及びII期ともに0.051mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を満たす。工事用車両の走行に伴う寄与率は、I期及びII期ともに0.1%未満である。</p> <p>[関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度]</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、0.044～0.048ppmであり、環境基準(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満たす。関連車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満～0.6%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は、0.051mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を満たす。関連車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。</p> <p>[駐車場利用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度]</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、0.04512ppmであり、環境基準(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満たす。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は6.1%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は、0.05073mg/m³であり、環境基準(0.10mg/m³以下)を満たす。駐車場利用車両の走行に伴う寄与率は、0.1%未満である。</p> <p>[熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度]</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は、0.04550ppmであり、環境基準(0.04から0.06ppm)のゾーン内またはそれ以下)を満たす。熱源施設の稼働に伴う寄与率は、0.1%未満である。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2.騒音・振動	<p>[建設機械の稼働に伴う建設作業騒音]</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{max})は、計画地敷地境界付近や芝浦運河東岸の境界においてI期では最大77dB、II期建設では最大82dB、II期建設では最大77dBであり、評価の指標とした報告基準値(80dBもしくは85dB)を下回る。</p> <p>[建設機械の稼働に伴う建設作業振動]</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_v)は、計画地敷地境界においてI期では最大67dB、II期解体では最大58dB、II期建設では最大62dBであり、評価の指標とした報告基準値(70dBもしくは75dB)を下回る。</p> <p>[工事用車両の走行に伴う道路交通騒音]</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル(L_{max})は、I期及びII期建設ともに昼間63～75dBであり、No.1及びNo.2地点において評価の指標とした環境基準(昼間70dB以下)を上回る。</p> <p>また、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、I期及びII期建設ともに昼間1dB未満～3dBである。</p> <p>工事の実施にあたっては、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の増加を極力小さくするために、事前に作業計画を十分検討し、工事用車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を行い、工事工程の平準化に努める等により、道路交通騒音による影響の低減に努める。</p> <p>なお、環境基準を上回るNo.1及びNo.2地点については、現況において上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加は、1dB未満である。</p> <p>[工事用車両の走行に伴う道路交通振動]</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L_{max})は、I期及びII期建設ともに昼間67～88dB、夜間56～57dBであり、評価の指標とした規制基準値(昼間60dBもしくは65dB、夜間55dBもしくは60dB)を下回る。</p> <p>工事の実施にあたっては、工事用車両の走行に伴う道路交通振動の増加を極力小さくするために、事前に作業計画を十分検討し、工事用車両による搬出入が集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理を行い、工事工程の平準化に努める等により、特にNo.3地点における道路交通振動による影響の低減に努める。</p> <p>なお、工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、I期及びII期建設ともに昼間1dB未満～8dB、夜間1dB未満～4dBである。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目		評価師の結論
2. 騒音・振動	工事の完了後	<p>【関連車両の走行に伴う道路交通騒音】 関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル (L_{eq}) は、昼間68～75dB、夜間59～71dBであり、No.1及びNo.2地点の昼間及び夜間、No.5及びNo.8地点の夜間は、評価の指標とした環境基準（昼間70dB以下、夜間65dB以下）を上回る。また、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、昼間及び夜間ともに1dB未満～3dBである。</p> <p>本事業の実施にあたっては、関連車両の走行に伴う道路交通騒音の増加を極力小さくするために、事務所利用者や商業施設利用者等には、できる限り公共交通機関を利用するよう働きかけるとともに、商業施設等への新品物を集約して搬入する等、荷動き車両台数の削減に努める等により、道路交通騒音による影響の低減に努める。</p> <p>なお、環状基準を上回るNo.1及びNo.2地点における昼間及び夜間、No.5及びNo.8地点における夜間については、現況において上回っており、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、昼間、夜間ともに1dB未満である。</p>
3. 水質汚濁	工事の施行中	<p>【芝浦運河内の工事に伴う水質（浮遊物質量）への影響の程度】 テラス等を設置するにあたり、鋼管杭を芝浦運河内に打ち込む際、濁り（浮遊物質量）の発生が予想される。しかしながら、施工区域周辺には、汚濁防止膜を設置することにより濁りの拡散を防止するとともに、濁りの観測を継続的に実施することにより十分な監視を行う。また、本工事による濁りが施工区域周辺において確認された場合には、速やかに対処する計画であることから、施工区域周辺における芝浦運河内の水質（浮遊物質量）への影響は小さいと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「芝浦運河内における施工区域周辺への水質（浮遊物質量）に影響を及ぼさないこと」を満足するものと考える。</p>
4. 土壌汚染	工事の施行中	<p>【汚染土壌の掘削・移動等に伴う土壌への影響の内容及び程度】 計画地は、過去において特定有害物質が取り扱われた可能性があることが確認されている。このことから、今後、「土壌汚染対策法」第4条及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下「環境確保条例」という。）第117条に基づき土壌汚染状況調査を行い、適切な土壌汚染対策を実施する計画であり、掘削工事により汚染土壌が計画地周辺へ拡散することはないと予測する。以上のことから、評価の指標とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足するものと考える。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価師の結論

項目		評価師の結論
5. 地盤	工事の施行中	<p>【掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度】 本事業では、掘削部周辺に透水性が高く堅固な山留壁を、透水性が低く十分な掘入れ深さである不透水層まで構築する計画である。また、地下躯体を上部から下部へ順次構築し、構築後の躯体で山留壁を支えながら順次掘削していき、逆打工法を採用する計画である。さらに、高層棟については、硬質な東京薬層または上総層群への着床及び杭の併用により支持させる計画である。低層棟については、十分な支持が確保できるよう地盤改良もしくは杭を設ける計画である。</p> <p>これらにより、地盤の変形の抑制を図ることから、山留壁の変形は最小限に抑えられ、掘削区域周辺における掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び程度は小さいものと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下または地盤の変形により計画地周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足するものと考える。</p>
	工事の完了後	<p>【掘削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】 掘削工事中の地下水の出水については、ダイアフラム工法により、掘削底面以降の上総層の地下水を揚水して減圧し、揚水量は必要最小限とする計画である。さらに、本事業では、掘削部周辺に透水性が高く堅固な山留壁を、透水性の低い不透水層まで構築する計画である。これらにより、地下水の低下の抑制を図ることから、地下水位の低下に起因する地盤沈下の範囲及び程度は小さいものと予測する。</p> <p>また、変更を加える地層にある帯水層は、計画地及びその周辺に広範囲に分布しており、地下水の流れを阻害する山留壁の設置範囲を最小限にすることにより、帯水層の分布範囲と比較して狭くとなり、地下水は、山留壁の周囲を迂回して流れると考えられ、これらによる地下水の流況に起因する地盤沈下の範囲及び程度は小さいものと予測する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地盤沈下または地盤の変形により計画地周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足するものと考える。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 水循環	<p>【細削工事に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】 細削工事中の地下水の出水については、デザインワークスエール工法により、掘削底面以下の上層層の地下水を揚水して減圧し、揚水量は必要最小限とする計画である。さらに、本事業では、掘削部周辺に透水性が高く堅固な山留壁を、透水性の低い難透水層まで構築する計画である。これらにより、地下水水位の低下の抑制を図ることから、地下水の水位の変化の程度は小さいものと予測する。 また、改変を加える地層における帯水層は、計画地及びその周辺に広範囲に分布しており、地下水の流れを阻害する山留壁の設置範囲を最小限にすることにより、帯水層の分布範囲と比較して狭くとなり、地下水は、山留壁の周囲を迂回して流れると考えられることから、地下水の流況の変化の程度は小さいものと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考ええる。</p> <p>【地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度】 本事業では、改変を加える地層にある帯水層は、計画地及びその周辺に広範囲に分布しており、地下水の流れを阻害する山留壁及び地下構造物の設置範囲を最小限にすることにより、帯水層の分布範囲と比較して狭くとなり、地下水は、山留壁及び地下構造物の周囲を迂回して流れると考えられることから、地下水の水位及び流況の変化の程度は小さいものと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考ええる。</p> <p>【土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度】 本事業では、可能な範囲で浸透性舗装・浸透ます等の雨水浸透施設を設けることや、新たに雨水貯留槽を設置することにより、必要な雨水流出抑制対策量を確保する計画である。 雨水の地下への浸透が期待できる範囲は、高層棟地下躯体部分や低層棟部分等以外の範囲である。なお、現時点では、雨水浸透施設及び雨水貯留槽それぞれが負担する量は未定であるが、雨水貯留槽は計画地内に設置する計画である。規模等の詳細については、今後検討する計画である。 これらの対策を講じることにより、土地の改変に伴う表面流出量の変化の程度は小さいものと予測する。 以上のことから、評価の指標とした「土地の改変に伴う表面流出量に著しい影響を及ぼさないこと」を満足するものと考ええる。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
7. 日影	<p>【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】 計画建築物により、日影規制区域に生じる日影は、2.5時間未満と予測され、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める日影規制(2.5時間)を満足する。 計画地周辺への日影の影響を低減するために、2棟の高層棟を南北に配置するとともに、東西面を立体的に隣面後退させる形状等とすることにより、冬至日において、計画建築物による4時間以上の日影が生じる範囲は、概ね計画地北側70m程度の限られた範囲であり、日影の影響は小さいものと考ええる。</p> <p>【計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害】 計画建築物により、地上デジタル放送については遮へい障害及び反射障害が、衛星放送は遮へい障害が生じると予測する。 計画建築物によるテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて、適切な受信障害対策を講じることにより、テレビ電波の受信障害は解消すると考えられる。評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考ええる。</p>
8. 電波障害	<p>【平均風向、平均風速、最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度】 計画建築物建設前における計画地周辺の風象環境は、概ね領域A(住宅地相当)及び領域B(低中層市街地相当)である。 計画建築物建設後(対策前)は、一部において領域C(中高層市街地相当)が新たに生じるが、適切な防風対策を実施することにより、建設後(対策後)は、この新たに領域C(中高層市街地相当)になった地点は、全て領域B(低中層市街地相当)になると予測する。 以上のことから、計画建築物の存在に対し、適切な防風対策を行うことで、計画地周辺における風環境に著しい影響を及ぼすことはないものと考ええる。</p>
9. 風環境	<p>【計画建築物建設前における計画地周辺の風象環境は、概ね領域A(住宅地相当)及び領域B(低中層市街地相当)である。 計画建築物建設後(対策前)は、一部において領域C(中高層市街地相当)が新たに生じるが、適切な防風対策を実施することにより、建設後(対策後)は、この新たに領域C(中高層市街地相当)になった地点は、全て領域B(低中層市街地相当)になると予測する。 以上のことから、計画建築物の存在に対し、適切な防風対策を行うことで、計画地周辺における風環境に著しい影響を及ぼすことはないものと考ええる。</p>

表1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目		評価の結論
12. 廃棄物	工事の施行中	<p>【特別管理廃棄物の処理・処分方法、保管方法及び運搬方法】 既存建築物に使用されているアスベストについては、解体工事に先立ち、「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」、「港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱」に従い、既存建築物設計図による調査、現地での目視調査等を実施し、必要に応じて材質分析調査を併用して、状況に応じた対策を講じながら除去作業を実施する。除去したアスベストについては、「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」に従い、粉じんが発生しないよう、堅固な容器や確実な包装を施し、運搬・処分するまでの間、隣接作業域外に設けた一時保管場所に適切に保管する。運搬・処分にあたっては、「建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針」に従い、許可を得た業者に委託するとともに、マニュアルにより確認する。</p> <p>既存建築物にあるPCB廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、適正な保管・管理がなされており、法令で定められた処分期間中に速やかに処分する計画である。運搬にあたっては、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」に従い、許可を得た業者に委託するとともに、マニュアルにより確認する。以上により、関係法令に示される事業者の責務は果たされるものと考えられる。</p>
	工事の完了後	<p>【施設の供用に伴う廃棄物の種類、排出量、再資源化量及び処理・処分方法】 施設の供用に伴い発生する廃棄物の排出量は約28,856kg/日、このうち再資源化量は約12,120kg/日と予測する。発生した廃棄物は分別回収を行い、廃棄物処理業の許可を得た業者に委託して、再資源化及び処理・処分を行う計画である。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法令等を守り、廃棄物を適正分別して保管場所の管理を徹底する等、関係法令に示される事業者の責務を果たすことで、「みなとクリーンプラン21（第2次）港区一般廃棄物処理基本計画（中間年度改訂版）」の目標値は達成するものと考えられる。</p> <p>なお、施設の供用にあたっては、居住者や施設関係者等への啓蒙活動を行うことにより、排出量を抑制するよう努める。</p>
13. 温室効果ガス	工事の完了後	<p>【施設の供用に伴う環境への温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度】 計画建築物からの二酸化炭素排出量は、約35,227t-CO₂/年であり、基準建築物と比した削減率は、27.4%と予測する。</p> <p>本事業では、建築的手法による省エネルギー措置、設備システムの省エネルギー措置等により温室効果ガスの発生量の削減に努める。</p> <p>以上のことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等に示される「事業者の責務等」を遵守するものと考えられる。</p>

●東京都告示第千三百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年九月十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十八日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 府中清瀬

二 供用開始の区間 東久留米市八幡町三丁目五百五十七番一地从前同市中央町五丁目四百五番一地从前まで

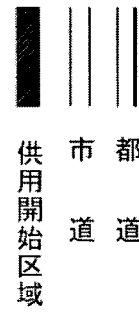
三 供用開始の概要 別図表示のとおり

四 供用開始の期日 平成三十年九月十八日

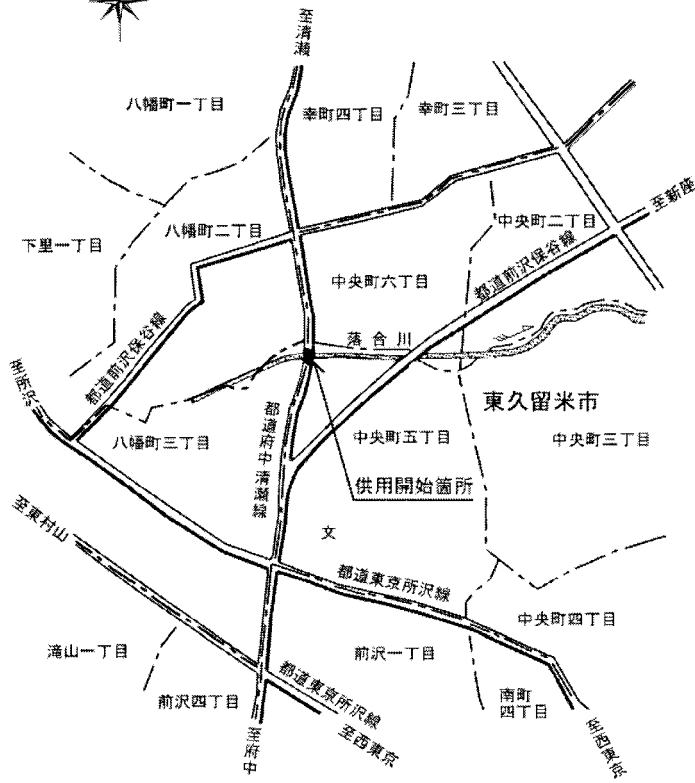
別図

都道府中清瀬線供用開始略図

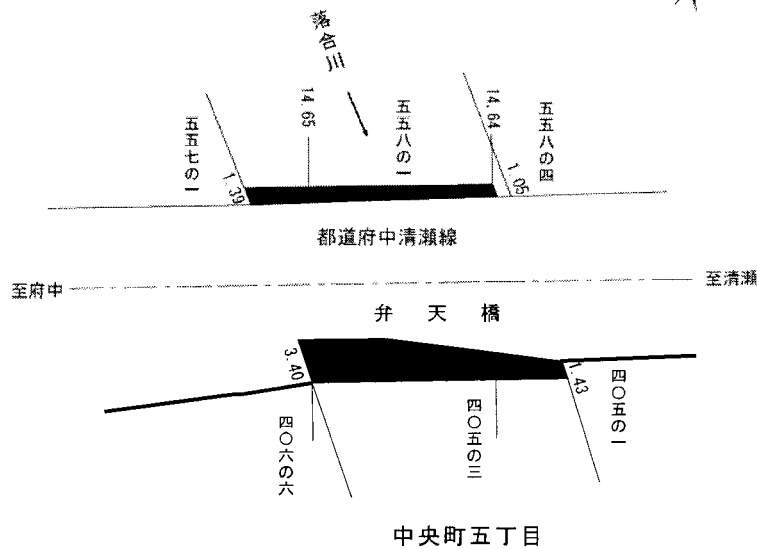
東久留米市八幡町三丁目～中央町五丁目



延長 二二・九九メートル
面積 七一・四五平方メートル



東久留米市 八幡町三丁目



公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年九月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

- あきる野市草花字高瀬八百五十六番一、八百五十七番二、八百六十一番十四及び同番十五
あきる野市野辺三百九十二番地
南部商事株式会社
代表取締役 吉村 隆二
日野市西平山五丁目五十番九、西東京市芝久保町四丁目二同番十四及び同番十五
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に

あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年九月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成三十年九月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 東京ミッドタウン日比谷
二 店舗所在地 千代田区有楽町一丁目一番二号ほか
三 設置者名 三井不動産株式会社ほか一名
四 設置者住所 中央区日本橋室町二丁目一番一号ほか
五 変更前の店舗名 (仮称)新日比谷プロジェクト
六 変更後の店舗名 東京ミッドタウン日比谷
七 変更前の店舗所在地 千代田区有楽町一丁目十二番一ほか
八 変更後の店舗所在地 千代田区有楽町一丁目一番二号ほか
九 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定
十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社リトルハピネスほか三十三社
十一 変更日 平成三十年三月二十九日ほか
十二 届出日 平成三十年八月十日
十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十四 縦覧期間 平成三十年九月十八日から平成三十一年一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 渋谷駅前共同ビル

二 店舗所在地 渋谷区神南一丁目二十三番十号

三 設置者名 東京急行電鉄株式会社ほか三名

四 設置者住所 渋谷区南平台町五番六号ほか

五 変更を行った設置者名 東京急行電鉄株式会社

六 変更前の設置者の代表者名 野本 弘文

七 変更後の設置者の代表者名 高橋 和夫

八 変更前の小売業者の氏名又は名称 青山商事株式会社ほか三十三名

九 変更後の小売業者の氏名又は名称 青山商事株式会社ほか三十名

十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社パワーボムほか二名

十一 変更前の小売業者の住所 港区六本木七丁目十五番七号新六本ビル八階(株式会社パワーボム)ほか

十二 変更後の小売業者の住所 世田谷区用賀四丁目十番一号(株式会社パワーボム)ほか

十三 変更前の小売業者の代表者名 小口 弘明(日本ソーイング株式会社)

十四 変更後の小売業者の代表者名 高見 光(日本ソーイング株式会社)

十五 変更日 平成三十年五月一日ほか

十六 届出日 平成三十年八月十七日

十七 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間

平成三十年九月十八日から平成三十一年一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

アクアシティお台場

二 店舗所在地

港区台場一丁目七番一号

三 設置者名

三菱地所株式会社ほか一名

四 設置者住所

千代田区大手町一丁目一番一号ほか

五 変更を行った設置者名

三菱地所株式会社

六 変更前の設置者住所

千代田区大手町一丁目六番一号

七 変更後の設置者住所

千代田区大手町一丁目一番一号

八 変更前の小売業者の氏名又は名称

日本トイザラス株式会社ほか五十六名

九 変更後の小売業者の氏名又は名称

日本トイザラス株式会社ほか六十一名

十 変更を行った小売業者の氏名又は名称

日本トイザラス株式会社ほか十一名

十一 変更前の小売業者の住所

渋谷区道玄坂一丁目十二番一号(株式会社ザ・キッス)ほか

十二 変更後の小売業者の住所

目黒区東山三丁目七番一号(株式会社ザ・キッス)ほか

十三 変更前の小売業者の代表者名

アンドレ・A・ジェイブス(日本トイザラス株式会社)ほか

十四 変更後の小売業者の代表者名

デイトラー・ハーベル(日本トイザラス株式会社)ほか

十五 変更日

平成三十年七月十日ほか

十六 届出日

平成三十年八月二十二日

十七 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十八 縦覧期間

平成三十年九月十八日から平成三十一年一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年九月十八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するよう提出してください。

平成三十年九月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名

ニトリ大田大鳥居店

二 店舗所在地

大田区東糀谷二丁目十二番二十二号

三 設置者名

株式会社ニトリ

四 設置者住所

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

五 変更前の駐車場の位置及び収容台数

店舗内 二百三十六台

六 変更後の駐車場の位置及び収容台数

店舗内 二百五十台

七 変更前の閉店時刻

午後九時

八 変更後の閉店時刻

午前零時ほか

九 変更前の来客が駐車場を利用するこ

とができる時間帯

十 変更後の来客が駐車場を利用するこ

とができる時間帯

十一 変更日

平成三十一年四月十五日

十二 届出日

平成三十年八月十四日

十三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十四 縦覧期間

平成三十年九月十八日から平成三十一年一月十八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一

時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十年九月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) アクロスプラザ東久留米

二 店舗所在地 東久留米市上の原二丁目三百三十三番三

三 設置者名 三井住友ファイナンス&リース株式会社

四 意見

ア 聴取者 東久留米市長

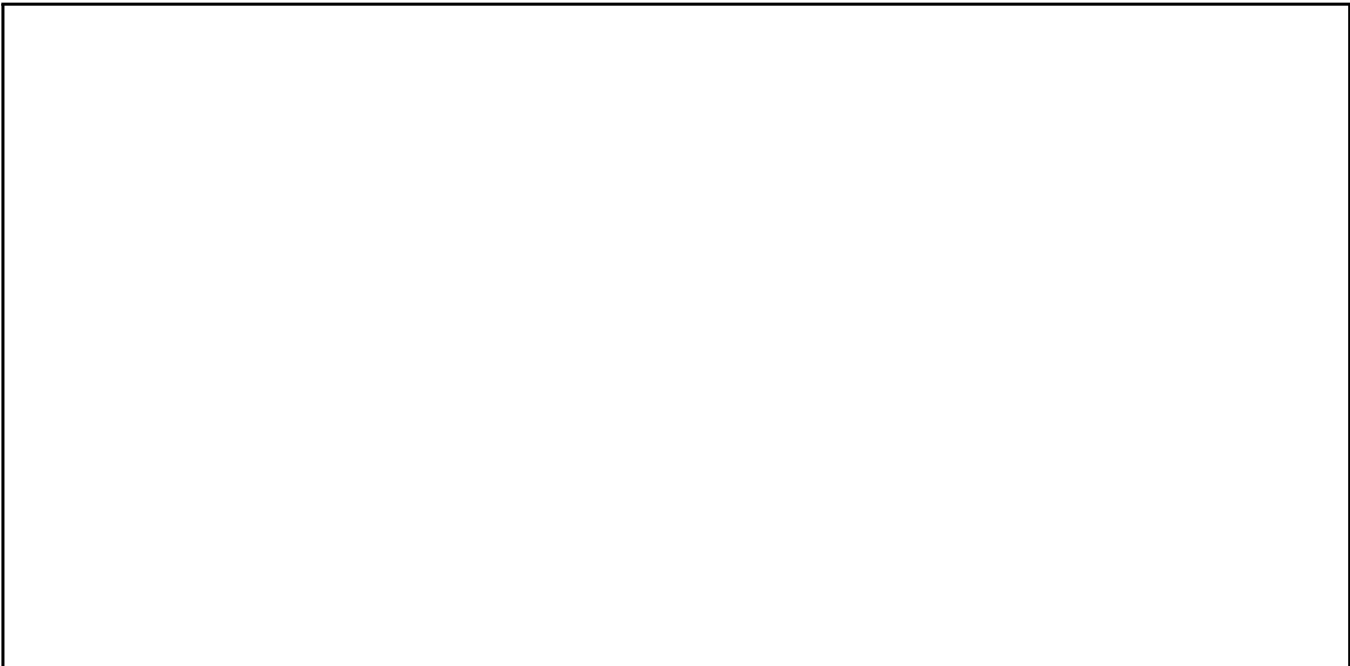
イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十年八月十七日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成三十年九月十八日から同年十月十八
日まで。ただし、東京都の休日に関する
条例（平成元年東京都条例第十号）に定
める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001